

議題 2. 総合的評価における職員ヒアリングについて

(1) ヒアリングの背景と目的

1) 市民参加の実施状況調査と限界

- ・これまで市民参加推進会議では、市民参加を実施した事業について取りまとめた調票を判断材料として評価をしてきた。
⇒ 評価過程で、調票だけでは詳細な内容が不明な事業もあり、形式的な評価となってしまう。

2) ヒアリングの試行実施

- ・平成 28 年度に 2 事業について職員ヒアリングを実施
⇒ヒアリングの結果、事業の詳細を把握することが可能となった。また、総合的評価の評価点が結果的に変更になった。

⇒これからの行政運営においては、より一層の透明性を確保し、市民への事業の説明責任を十分に果たす必要があることから、平成 29 年度より対象事業を拡大して実施

⇒ 平成 29 年度は点数評価を行う終了事業の全てに職員ヒアリングを実施

ヒアリングの目的

- ①事業の詳細な内容を職員との双方向により確認し把握することで、より適切な評価を行うことができる。
- ②担当課が市民参加対象事業の説明責任を果たすとともに、職員の市民参加に対する意識改革を図る。

(2) 今年度の職員ヒアリングの実施について

1. 事前にヒアリング事業に関する質問を委員へ照会 11月6日(月)まで

市民参加推進会議の趣旨からヒアリングに関する質問内容のうち下記に該当するものはあらかじめ除く。

- ①対象事業の目的の良し悪しに触れる質問
- ②今年度及び今後の市民参加に係る質問
- ③その他市民参加条例の意図とは異なると認められるような質問

↓

2. 質問内容を事前に担当課へ通知したうえでヒアリングを行い、疑問点を解消したうえで評価シートの点数やコメントの修正を行う。